関原発第233号 2022年7月1日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号 関 西 電 力 株 式 会 社 執 行 役 社 長 森 望

大飯発電所4号機 加圧器スプレイ配管修繕工事に係る 使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年12月20日付け関原発第500号で申請しました大飯発電所第4号機加圧器スプレイ配管修繕工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書 大飯発電所第4号機 使用前検査申請書番号 関原発第500号(2021年12月20日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前検査申請書 (変更前)

(多丈門)

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

2021年12月20日付け関原発第500号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号)		2022年2022年			
	(五号)		2022年2022年			
使用開始予定年月日	2022年8月 <u>15日</u>					
原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年12月20日					

(下線部は変更部分)

(変更後)

代表者の氏名 執行役社長 森 望

検査希望年月日	(一号)	自至	2022年2022年			
	(五号)	自 至				
使用開始予定年月日	2022年8月 <u>12日</u>					
原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年12月20日 2022年 1月27日 2022年 月 日					

(下線部は変更部分)

- 2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書 添付資料-1のとおり
- 2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書 変更なし

変更理由

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定による使用前確認申請書の記載内容変更についての提出に伴い、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加し、定期事業者検査工程変更に伴い、「検査希望年月日」および「使用開始予定年月日」を変更する。また、2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、代表者の氏名を変更する。

<添付資料>

添付資料-1 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年12月20日付け関原発第500号の申請書記載事項

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

上事の工程に関する説明書										
年月	2021年	2022年								
項目	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
							定格熱と	出力運転▼		
					I	事期間				
原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主配管		-						→		
化学体積制御設備 主要弁、主配管					△ 査 (一号) 					
							使用前検査			

- △ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査
- ▲ 機能・性能検査

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

			上事り上生に	- 関リの説明	Ħ						
年月	2021年	2022年									
項目	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
				定格熱出力運転▼							
原子力設備						 工事期間					
原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主配管											
化学体積制御設備 主要弁、主配管		←		△ 使用前検査(一号)							
							•				
							使用前				

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。